

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

選挙公営制度とは

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、資産の多少にかかわらず立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均衡を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙費用の一部を公費で負担する制度です。

立候補環境の改善を図るため、公職選挙法が改正され、町の選挙も選挙公営制度の対象となりました。



公費負担の対象になる費用

1. 選挙運動用自動車の使用
2. 選挙運動用ビラの作成
3. 選挙運動用ポスターの作成



対象にならない場合

候補者の得票数が供託物没収点に達しない場合は、公費負担を受けることができません。要した費用全額が候補者の自己負担となります。

〔供託物没収点〕

町長選挙

▷有効投票の総数×10分の1

町議会議員選挙

▷(有効投票の総数÷議員定数)×10分の1

※町の議員定数は11人

支払い方法

- ・町が負担する公費は、候補者に直接支払われるのではなく、自動車の借り入れやポスターの作成などの業務について候補者と有償契約を締結した業者に支払われます。
- ・限度額を定額負担するのではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を負担します。

1. 選挙運動用自動車の使用

最大で立候補の届出のあった日(告示日)から選挙期日の前日(選挙運動のできる期間)までの5日分が公費負担の対象となります。※無投票当選の場合は、告示日の1日分が対象です。

契約の種類(①か②を選択)	公費負担の対象	限度額
①ハイヤー契約	選挙運動自動車として燃料、運転手込みで自動車を借り入れた料金 ※1日1台に限る	64,500円/日
②その他の契約	自動車借入契約(レンタカー契約)	選挙運動用自動車として自動車を借り入れた料金 ※1日1台に限る
	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	運転手の運用契約	選挙運動用自動車の運転手に対して支払う報酬 ※1日1人に限る

※同日に①と②の両方を契約していても、どちらか一方の契約のみが公費負担の対象となります。

※①は道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料および運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代および運転手雇用の公費負担と併用することはできません。

2. 選挙運動用ビラの作成

選挙区分	枚数の上限	単価の上限
町長選挙	5,000枚	7円73銭/枚
町議会議員選挙	1,600枚	

※町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラが対象

※規格は長さ29.7cm、幅21.0cm(A4版)以内

※頒布方法は、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、街頭演説の場所

3. 選挙運動用ポスターの作成

枚数の上限	枚数単価の上限
掲示場所数(34カ所)	(541円31銭×掲示場所数+316,250円)÷掲示場所数 参考：掲示場所が34カ所の場合 (541円31銭×34+316,250円)÷34=9,843円(端数切り上げ)

※掲示場数により各上限は変動

※規格は長さ42.0cm、幅30.0cm以内

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

投票日 4月9日(日)

厚真町議会議員選挙

投票日 4月23日(日)



選挙

厚真町選挙管理委員会 ☎27-2322

期日前投票

投票日の当日に仕事や冠婚葬祭、病気、旅行などで投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票は、役場別館第2会議室と厚南会館で行うことができます。

いずれも全投票区の方が投票することができますが、投票期間が異なります。役場別館第2会議室は期間中、厚南会館は知事・道議選挙が4日間、町議選挙が2日間となりますのでご注意ください。

期日前投票所	選挙の種類	期間	投票時間
厚真町期日前第1投票所 役場別館第2会議室	北海道知事選挙	3月24日(金)から4月8日(土)まで	8時30分から20時まで
	北海道議会議員選挙	4月1日(土)から4月8日(土)まで	
	厚真町議会議員選挙	4月19日(水)から4月22日(土)まで	
厚真町期日前第2投票所 厚南会館大集会室	北海道知事選挙	4月1日(土)・4月2日(日)〈4日間〉	
	北海道議会議員選挙	4月7日(金)・4月8日(土)〈4日間〉	
	厚真町議会議員選挙	4月21日(金)・4月22日(土)〈2日間〉	

不在者投票(重度障がい者のための郵便等による不在者投票)

身体に重度の障がいがあり、期日前投票所での投票が行えない方は、「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。

あらかじめ選挙管理委員会から「郵送等投票証明書」の交付を受け、本人が自宅など現住する場所で投票用紙に記載し、選挙管理委員会に郵送する方法です。

選挙の種類	期間	投票用紙交付請求締切
北海道知事選挙	3月24日(金)から4月8日(土)まで	4月5日(水)まで
北海道議会議員選挙	4月1日(土)から4月8日(土)まで	4月5日(水)まで
厚真町議会議員選挙	4月19日(水)から4月22日(土)まで	4月19日(水)まで

引っ越し(転入・転出)した方はご注意ください

全ての選挙で共通

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。厚真町以外の市区町村に転出した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

北海道知事選挙、北海道議会議員選挙

道内の他の市町村へ転出、道内の他の市町村から転入した方は、市町村が発行する「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示、または各投票所で引き続き道内に住所を有することの確認を受けることが必要になります。